

# 第2回太良町議会（定例会第2回）

令和5年6月2日～6月9日

議案

令和5年第2回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会期 8日間（6月2日～6月9日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 2	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・故松崎近議員の追悼 諸般の報告・議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 3	土	休 会	—	
第 3 日	6. 4	日	休 会	—	
第 4 日	6. 5	月	( 議 案 調 査 )		
第 5 日	6. 6	火	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	6. 7	水	( 議 案 調 査 )		
第 7 日	6. 8	木	( 議 案 調 査 )		
第 8 日	6. 9	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和5年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目 6月2日（金） 午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	故松崎近議員の追悼について
日程第 4	諸般の報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 1号 議案第31号～議案第40号  町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告  総務常任委員会（行政視察）  経済建設常任委員会（所管事務調査）

# 提 出 議 案 目 錄

- 報告第 1 号 令和 4 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 3 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 3 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 3 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 3 4 号 令和 5 年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約締結について
- 議案第 3 5 号 町道の一部認定について
- 議案第 3 6 号 令和 5 年度太良町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 7 号 令和 5 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 8 号 令和 5 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 9 号 令和 5 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 0 号 令和 5 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

令和 5 年 6 月 2 日

太良町長 永 淵 孝 幸

報告第1号

令和4年度太良町一般会計繰越明許費  
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

## 令和4年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			一般財源 円
					既収入 特定財源	国県支出金 円	地方債 円	
6 農林水産業費	1 農業費	広域農道舗装補修事業	58,000,000	21,000,000		10,000,000	10,000,000	1,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	2,475,000	1,271,000				1,271,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁調査設計委託料	18,700,000	1,454,000		861,000		593,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	65,900,000	24,880,000		13,126,000		11,754,000
合計			145,075,000	48,605,000		23,987,000	10,000,000	14,618,000

議案第31号

専決処分事項の承認を求めるについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第12号

太良町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

### 太良町税条例の一部を改正する条例

太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の下に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の下に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する町徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該町徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する町徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該町徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号工中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第90条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様

式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第3項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第13項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項を削り、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、2月末日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定

を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第5条第1項の規定（この条例による改正後の太良町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項、第38条第1項の改正規定、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに附則第3条第1項並びに第5条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和7年1月1日

### (町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の太良町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき太良町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この

項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の太良町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第32号

専決処分事項の承認を求めるについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第11号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

### 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第25条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第33号

専決処分事項の承認を求めるについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和5年度太良町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月26日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

## 令和5年度太良町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,554千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,864,369千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

歳 入 岁 入 歳 出 予 算 补 補 正

(単位：千円)

		項	補 正 前 の 領額	補 正 額	計
款					
14. 国庫支出金			621, 461	10, 554	632, 015
	2. 国庫補助金		143, 967	10, 554	154, 521
	合 計		7, 853, 815	10, 554	7, 864, 369
歳 入					

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		1, 778, 480	10, 554	1, 789, 034
	2. 児童福祉費	618, 178	10, 554	628, 732
歳出	合計	7, 853, 815	10, 554	7, 864, 369

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	621, 461	10, 554	632, 015	
歳入合計	7, 853, 815	10, 554	7, 864, 369	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源
3. 民生費	1,778,480	10,554	1,789,034	10,554			
歳出合計	7,853,815	10,554	7,864,369	10,554			

2 歳 入  
(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金 領	
2. 民生費国庫補助金	18,774	10,554	29,328	2. 児童福祉費補助金	10,554	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 (10/10) 9,750
						子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 (10/10) 804
計	143,967	10,554	154,521			

3 署出  
(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特定期		一般財源		
				国庫支出金	地方債	その他		
1. 児童福祉総務費	124,520	10,554	135,074	10,554			10. 需用費	20 消耗品費
							11. 役務費	25 通信運搬費
							手数料	10
							12. 委託料	759 子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料
							18. 負担金補助及び交付金	9,750 子育て世帯生活支援特別給付金
計	618,178	10,554	628,732	10,554				

議案第34号

令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約締結について

令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 事 業 名       | 令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業                                     |
| 2 請 負 金 額     | 13,403,530円   |
| 3 契 約 の 方 法   | 随意契約  |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1965番地1<br>氏名 南里ポンプ株式会社<br>代表取締役 野 津 昌 彦 |

(提案理由)

令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第35号

町道の一部認定について

次の町道に一部を認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

1 路線番号 217

2 路線名 内平線

3 認定区間 太良町大字糸岐字川南2096番地先から  
太良町大字糸岐字嘉瀬4409番2地先まで

4 延長 228.8m

5 幅員 6.8m～12.2m

(提案理由)

町道に一部を認定したいので、この案を提出する。

## 令和5年度太良町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,992,698千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月2日提出  
太良町長 永 淵 幸

## 歳 入

第1表 歳入歳出予算補備正

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		632, 015	44, 126	676, 141
	1. 国庫負担金	474, 924	7, 127	482, 051
	2. 国庫補助金	154, 521	36, 999	191, 520
15. 県支出金		430, 135	1, 632	431, 767
	2. 県補助金	157, 077	1, 632	158, 709
18. 繰入金		1, 463, 144	79, 639	1, 542, 783
	2. 基金繰入金	1, 463, 141	79, 639	1, 542, 780
20. 諸収入		161, 441	2, 932	164, 373
	5. 雑入	110, 852	2, 932	113, 784
歳 入	合 計	7, 864, 369	128, 329	7, 992, 698

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		84, 064	143	84, 207
2. 総務費	1. 議会費	84, 064	143	84, 207
	2. 総務管理費	2, 521, 621	3, 247	2, 524, 868
	3. 戸籍住民基本台帳費	2, 353, 087	△393	2, 352, 694
	4. 選舉費	92, 848	2, 196	95, 044
3. 民生費	1. 社会福祉費	46, 864	105	46, 969
	2. 児童福祉費	26, 119	1, 339	27, 458
	3. 保健衛生費	1, 789, 034	43, 718	1, 832, 752
	4. 衛生費	1, 160, 300	39, 855	1, 200, 155
	5. 清掃費	628, 732	3, 863	632, 595
	6. 保育園料	815, 685	16, 798	832, 483
	7. 保育料	529, 989	16, 822	546, 811
	8. 保育料	285, 696	△24	285, 672

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		539,691	4,327	544,018
1. 農業費		312,894	88	312,982
2. 林業費		145,709	575	146,284
3. 水産業費		81,088	3,664	84,752
7. 商工費		212,179	15,011	227,190
1. 商工費		212,179	15,011	227,190
8. 土木費		390,109	28,342	418,451
1. 土木管理費		33,744	4,526	38,270
2. 道路橋梁費		301,948	23,816	325,764
9. 消防費		240,071	278	240,349
1. 消防費		240,071	278	240,349
10. 教育費		727,096	16,363	743,459
1. 教育総務費		86,516	7,154	93,670
2. 小学校費		114,896	857	115,753
3. 中学校費		205,754	10,659	216,413
4. 社会教育費		108,877	△1,059	107,818
5. 保健体育費		211,053	△1,248	209,805

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 公費		512,970	102	513,072
	1. 公費	512,970	102	513,072
歳出	合計	7,864,369	128,329	7,992,698

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	期間		限度額
	補正前	令和4年度から令和7年度まで	
ペーパーレス会議システム利用料	補正後	令和4年度から令和7年度まで	8,212
			7,231

(単位：千円)

1 総括

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 國庫支出金	632,015	44,126	676,141	
15. 県支出金	430,135	1,632	431,767	
18. 繰入金	1,463,144	79,639	1,542,783	
20. 諸収入	161,441	2,932	164,373	
歳入合計	7,864,369	128,329	7,992,698	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 議会費	84,064	143	84,207				143
2. 総務費	2,521,621	3,247	2,524,868	5,307			△2,160
3. 民生費	1,789,034	43,718	1,832,752	25,952			2,986
4. 衛生費	815,685	16,798	832,483	13,945			1,253
6. 農林水産業費	539,691	4,327	544,018				4,300
7. 商工費	212,179	15,011	227,190				8,400
8. 土木費	390,109	28,342	418,451				23,700
							4,642

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他
9. 消防費	240,071	278	240,349			278
10. 教育費	727,096	16,363	743,459	554		5,110
12. 公債費	512,970	102	513,072			102
歳出合計	7,864,369	128,329	7,992,698	45,758		46,196
						36,375

2 歳 入  
(款) 14. 國庫支出金 (項) 1. 國庫負担金

				(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 領	計	区 分	金 領
2. 衛生費國庫負担金	8,125	7,127	15,252	1. 保健衛生費負担金	7,127 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(10/10)
計	474,924	7,127	482,051		

(款) 14. 國庫支出金 (項) 2. 國庫補助金

1. 経務費國庫補助金	21,670	29,627	51,297	1. 総務管理費補助金	5,307 デジタル田園都市國家構想交付金(1/2)
				2. 緊急経済対策費補助金	24,320 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(定額)
3. 衛生費國庫補助金	20,259	6,818	27,077	1. 保健衛生費補助金	6,818 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(10/10)
7. 教育費國庫補助金	231	554	785	5. 社会教育費補助金	554 情報通信技術講習事業費補助金(定額)
計	154,521	36,999	191,520		

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	37,850	1,632	39,482	2. 児童福祉費補助金	1,632 保育所等給食費支援事業費補助金(10/10・1/2)
計	157,077	1,632	158,709		

## (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	額	説 明	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金繰入金	286,239	36,339	322,578	1. 財政調整基金繰入 金	36,339 財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基 金繰入金	953,200	43,300	996,500	1. ふるさと応援寄附 金基金繰入金	43,300 ふるさと応援寄附基金繰入金
計	1,463,141	79,639	1,542,780		

## (款) 20. 諸収入 (項) 5. 雜入

4. 雜入	110,849	2,932	113,781	2. 雜入	2,932 各種教室・大会参加料
					△90 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金 2,986
					36 街がチヤ収益配分金
計	110,852	2,932	113,784		

議會費

目	補正前の額	補正額	額	補正額の財源内訳				説明	
				特定財源		一般財源	額		
				国県支出金	地方債				
1. 議会費	84,064	143	84,207			143	2. 給料	△91 一般職給	
							3. 職員手当等	△322 扶養手当 通勤手当	
								△240 期未手当 勤勉手当 △19 退職手当組合負担金 △17	
							4. 共済費	105 共済組合負担金 △5 共済組合事務費	
							10. 需用費	30 消耗品費	
							12. 委託料	136 ベーパーレス会議システム導入委託料	
							13. 使用料及び賃借料	285 ベーパーレス会議システム利用料	
計	84,064	143	84,207					143	

(单位：千円)

1. 總務管理費  
2. 總務費 (項)

(单位：千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節	説 明
				特 定 財 源	一般財源	区分 分 金 額		
国 稟 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
△534	431,470			△534	2. 納 料	△1,878	一般職給 (27人→26人)	
1. 一般管理費	432,004			3. 職員手当等	249	扶養手当		60
						住居手当		△120
						通勤手当		527
						期末手当		54
						勤勉手当		85
						退職手当組合負担金		△357
4. 共 濟 費				475	共済組合負担金	328		
					共済組合負担金 (再任用職員)	24		
					共済組合負担金 (特別職)	210		
					共済組合事務費	△75		
					共済組合事務費 (再任用職員)	△7		
					共済組合事務費 (特別職)	△5		
12. 委 託 料				620	宿舎駐車場区画線整備委託料			

## (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明	
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
4. 企画財政管理費	802,633	141	802,774			100	41 4. 共済費	21 共済組合負担金(会計年度任用職員) 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	
計	2,353,087	$\Delta 393$	2,352,694			100	$\Delta 493$	12 8. 旅費 120 費用弁償	

2. 徵稅費  
款) 2. 總務費 (項)

(単位：千円)

(款) 2. 總務費 (項) 3. 戶籍住民基本台帳費

(单位：千册)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	明	
				特	定	財				
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳費	46,864	105	46,969	5,307			$\Delta 5,202$	1. 報酬	59 個人番号カード交付事務職員報酬(会計年度任用職員)	
3. 職員手当等							12	期末手当(会計年度任用職員)		
4. 共済費								61 共済組合負担金	66	
8. 旅費								△27 費用弁償	△5	
計		105	46,969	5,307				$\Delta 5,202$		

## (款) 2. 総務費 (項) 4. 選舉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源		
1. 選舉管理委員会費	455	1,339	1,794				1,339	1. 報酬	925 行政事務職員報酬(会計年度任用職員・1人)
								3. 職員手当等	179 期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共済費	209 共済組合負担金(会計年度任用職員)
								6. 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	70 共済組合事務費(会計年度任用職員)
								18. 社会保険料(その他・会計年度任用職員)	115
								8. 旅費	26 費用弁償
計	26,119	1,339	27,458				1,339		

### 1. 社會福祉費

(单位：千日)

款) 3. 民生費 (項) 1. 社會福祉費

(单位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特定期財源				一般財源	△2	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 老人福祉総務費	455,634	2,988	458,622				18. 負担金補助及び交付金	33,000	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	
5. 国民年金費	9,659	61	9,720				22. 債置金利子及び割引料	4,582	国庫支出金精算返納金	
7. 地域支援事業費	72,129	1,753	73,882				27. 繰出金	580	国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）	
							10. 需用費	2,907	写真選考委員報償金	
							11. 役務費		662 消耗品費	
							13. 使用料及び賃借料		2,245 印刷製本費	
							14. 通信運搬費			
							15. 会場借上料			
							16. 共済組合負担金			
							17. 共済組合事務費			
							18. 共済組合負担金			
							19. 共済組合負担金（再任用職員）			
							20. 共済組合事務費			
							21. 共済組合負担金（再任用職員）			
							22. 共済組合事務費			
							23. 共済組合負担金（再任用職員）			
							24. 共済組合事務費			
							25. 共済組合負担金（再任用職員）			
							26. 共済組合事務費			
							27. 共済組合負担金（再任用職員）			
							28. 共済組合事務費			
							29. 共済組合負担金（再任用職員）			
							30. 共済組合事務費			
							31. 共済組合負担金（再任用職員）			
							32. 共済組合事務費			
							33. 共済組合負担金（再任用職員）			
							34. 共済組合事務費			
							35. 共済組合負担金（再任用職員）			
							36. 共済組合事務費			
							37. 共済組合負担金（再任用職員）			
							38. 共済組合事務費			
							39. 共済組合負担金（再任用職員）			
							40. 共済組合事務費			
							41. 共済組合負担金（再任用職員）			
							42. 共済組合事務費			
							43. 共済組合負担金（再任用職員）			
							44. 共済組合事務費			
							45. 共済組合負担金（再任用職員）			
							46. 共済組合事務費			
							47. 共済組合負担金（再任用職員）			
							48. 共済組合事務費			
							49. 共済組合負担金（再任用職員）			
							50. 共済組合事務費			
							51. 共済組合負担金（再任用職員）			
							52. 共済組合事務費			
							53. 共済組合負担金（再任用職員）			
							54. 共済組合事務費			
							55. 共済組合負担金（再任用職員）			
							56. 共済組合事務費			
							57. 共済組合負担金（再任用職員）			
							58. 共済組合事務費			
							59. 共済組合負担金（再任用職員）			
							60. 共済組合事務費			
							61. 共済組合負担金（再任用職員）			
							62. 共済組合事務費			
							63. 共済組合負担金（再任用職員）			
							64. 共済組合事務費			
							65. 共済組合負担金（再任用職員）			
							66. 共済組合事務費			
							67. 共済組合負担金（再任用職員）			
							68. 共済組合事務費			
							69. 共済組合負担金（再任用職員）			
							70. 共済組合事務費			
							71. 共済組合負担金（再任用職員）			
							72. 共済組合事務費			
							73. 共済組合負担金（再任用職員）			
							74. 共済組合事務費			
							75. 共済組合負担金（再任用職員）			
							76. 共済組合事務費			
							77. 共済組合負担金（再任用職員）			
							78. 共済組合事務費			
							79. 共済組合負担金（再任用職員）			
							80. 共済組合事務費			
							81. 共済組合負担金（再任用職員）			
							82. 共済組合事務費			
							83. 共済組合負担金（再任用職員）			
							84. 共済組合事務費			
							85. 共済組合負担金（再任用職員）			
							86. 共済組合事務費			
							87. 共済組合負担金（再任用職員）			
							88. 共済組合事務費			
							89. 共済組合負担金（再任用職員）			
							90. 共済組合事務費			
							91. 共済組合負担金（再任用職員）			
							92. 共済組合事務費			
							93. 共済組合負担金（再任用職員）			
							94. 共済組合事務費			
							95. 共済組合負担金（再任用職員）			
							96. 共済組合事務費			
							97. 共済組合負担金（再任用職員）			
							98. 共済組合事務費			
							99. 共済組合負担金（再任用職員）			
							100. 共済組合事務費			
							101. 共済組合負担金（再任用職員）			
							102. 共済組合事務費			
							103. 共済組合負担金（再任用職員）			
							104. 共済組合事務費			
							105. 共済組合負担金（再任用職員）			
							106. 共済組合事務費			
							107. 共済組合負担金（再任用職員）			
							108. 共済組合事務費			
							109. 共済組合負担金（再任用職員）			
							110. 共済組合事務費			
							111. 共済組合負担金（再任用職員）			
							112. 共済組合事務費			
							113. 共済組合負担金（再任用職員）			
							114. 共済組合事務費			
							115. 共済組合負担金（再任用職員）			
							116. 共済組合事務費			
							117. 共済組合負担金（再任用職員）			
							118. 共済組合事務費			
							119. 共済組合負担金（再任用職員）			
							120. 共済組合事務費			
							121. 共済組合負担金（再任用職員）			
							122. 共済組合事務費			
							123. 共済組合負担金（再任用職員）			
							124. 共済組合事務費			
							125. 共済組合負担金（再任用職員）			
							126. 共済組合事務費			
							127. 共済組合負担金（再任用職員）			
							128. 共済組合事務費			
							129. 共済組合負担金（再任用職員）			
							130. 共済組合事務費			
							131. 共済組合負担金（再任用職員）			
							132. 共済組合事務費			
							133. 共済組合負担金（再任用職員）			
							134. 共済組合事務費			
							135. 共済組合負担金（再任用職員）			
							136. 共済組合事務費			
							137. 共済組合負担金（再任用職員）			
							138. 共済組合事務費			
							139. 共済組合負担金（再任用職員）			
							140. 共済組合事務費			
							141. 共済組合負担金（再任用職員）			
							142. 共済組合事務費			
							143. 共済組合負担金（再任用職員）			
							144. 共済組合事務費			
							145. 共済組合負担金（再任用職員）			
							146. 共済組合事務費			
							147. 共済組合負担金（再任用職員）			
							148. 共済組合事務費			
							149. 共済組合負担金（再任用職員）			
							150. 共済組合事務費			
							151. 共済組合負担金（再任用職員）			
							152. 共済組合事務費			
							153. 共済組合負担金（再任用職員）			
							154. 共済組合事務費			
							155. 共済組合負担金（再任用職員）			
							156. 共済組合事務費			
							157. 共済組合負担金（再任用職員）			
							158. 共済組合事務費			
							159. 共済組合負担金（再任用職員）			
							160. 共済組合事務費			
							161. 共済組合負担金（再任用職員）			
							162. 共済組合事務費			
							163. 共済組合負担金（再任用職員）			
							164. 共済組合事務費			
							165. 共済組合負担金（再任用職員）			
							166. 共済組合事務費			
							167. 共済組合負担金（再任用職員）			
							168. 共済組合事務費			
							169. 共済組合負担金（再任用職員）			
							170. 共済組合事務費			
							171. 共済組合負担金（再任用職員）			
							172. 共済組合事務費			
							173. 共済組合負担金（再任用職員）			
							174. 共済組合事務費			
							175. 共済組合負担金（再任用職員）			
							176. 共済組合事務費			
							177. 共済組合負担金（再任用職員）			
							178. 共済組合事務費			
							179. 共済組合負担金（再任用職員）			
							180. 共済組合事務費			
							181. 共済組合負担金（再任用職員）			
							182. 共済組合事務費			
							183. 共済組合負担金（再任用職員）			
							184. 共済組合事務費			
							185. 共済組合負担金（再任用職員）			
							186. 共済組合事務費			
							187. 共済組合負担金（再任用職員）			
							188. 共済組合事務費			
							189. 共済組合負担金（再任用職員）			
							190. 共済組合事務費			
							191. 共済組合負担金（再任用職員）			
							192. 共済組合事務費			
							193. 共済組合負担金（再任用職員）			
							194. 共済組合事務費			
							195. 共済組合負担金（再任用職員）			
							196			

## (款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	言 付	補正額の財源内訳			節	説 明
				特 定 財 源	國庫支出金 地方債	その他の 一般財源		
				10. 需用費			15. 消耗品費	
				11. 律務費			426. 通信運搬費	
				12. 委託料			55. 地域包括支援センター設置委託料	
				13. 使用料及び賃借料			109. 地域包括支援センター複合機リース料	
				14. 工事請負費			560. 地域包括支援センター移設工事	
				17. 備品購入費			470. 地域包括支援センター用備品	
計	1,160,300	39,855	1,200,155	24,320		2,986	12,549	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	135,074	2,863	137,937	1,632			△138 一般職給
							△15 期末手当
							△14 勤勉手当
							△26 退職手当組合負担金
							△87 共済組合負担金
							△94 共済組合事務費
							△7
							△87 保育所等給食費支援事業費補助金
							3,150 負担金補助及び交付金
2. 児童福祉施設費	430	1,000	1,430				
							1,000 18 負担金補助及び交付金
							1,000 小規模児童遊園地補助金
計	628,732	3,863	632,595	1,632			2,231

## (款) 4.衛生費 (項) 1.保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特	定	財	財	源
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1. 保健衛生総務費	92,910	148	93,058				148	3.職員手当 等
								△216 扶養手当 期末手当
								△180 △36
2. 干預費	90,206	15,569	105,775	13,945	1,600	24	1.報酬	1,085 行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
							3.職員手当 等	192 期末手当(会計年度任用職員)
							4.共済費	243 共済組合負担金(再任用職員) 共済組合負担金(会計年度任用職員) 共済組合事務費(再任用職員)
								△7 76 △7
								社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 社会保険料(その他・会計年度任用職員)
								17 126
							8.旅費	5 費用弁償 普通旅費
								1 4

## (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				国庫支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
								10. 需用費	2,357	消耗品費 燃料費 印刷製本費
									880	7 1,470
11. 役務費								1,056	674	通信運搬費 手数料
12. 委託料								10,631	382	任意予防接種委託料 新型コロナウイルスワクチン接種委託料 7,127 コールセンター業務委託料 健康管理システム改修委託料 1,039
4. 環境衛生費	97,657	1,105	98,762					1,105	488	一般職給 3. 職員手当等 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金
									18 △86 151 136 93	

## (款) 4. 卫生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源 区分	金額	説明			
				特定期財		その他の 一般財源						
				国県支出金	地方債							
計	529,989	16,822	546,811	13,945		1,600	4. 共済費	305	共済組合負担金			
						1,277			△5 共済組合事務費			

## (款) 4. 卫生費 (項) 2. 清掃費

1. 塘芥処理費	197,500	△24	197,476				△24	8,旅費	△24 費用弁償
計	285,696	△24	285,672				△24		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特	定	財		
1. 農業委員会費	24,476	△2,177	22,299				△2,177	一般職給 △1,098
							3. 職員手当等	△895 扶養手当 △51 通勤手当 △255 期末手当 △201 勤勉手当 △208 退職手当組合負担金
2. 農業総務費	40,443	231	40,674				△184 共済組合負担金 △5 共済組合事務費	△179 △5
3. 農業振興費	69,576	3,920	73,496				231 4. 共済費 △11 共済組合事務費	231 共済組合負担金 △11 242
7. 農地費	137,725	△1,886	135,839				900 18. 負担金補助及び交付金 △1,886 2. 給料 △3. 職員手当等	3,920 有害鳥獣捕獲用経費高騰対策支援金 共同乾燥施設利用料軽減支援対策補助金 3,000 △1,550 再任用職給 (1人→0人) △324 期末手当 (再任用職員) △175 勤勉手当 (再任用職員) △149

## (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				4. 共済費 区分	△12 金額	説明			
				特定財源			一般財源						
				国県支出金	地方債	その他							
										△111 共済組合負担金 (再任用職員)			
										△106 共済組合事務費			
										△5 共済組合事務費 (再任用職員)			
計	312,894	88	312,982				900	△812		△12			

(款) 6. 農林水産業費、(項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
1. 林業総務費	13,377	105	13,482				105	2. 納料
								△140 一般報給
								300 △102
								△85
								101
								△28
								△27
								91 △5
								86 共済組合負担金
								△160
								80 林道維持管理委託料
								240 林道橋梁定期点検業務委託料
								230 防火隊整備委託料
4. 林道費	24,404	240	24,644				240	12. 委託料
								160
7. 町有林管理費	78,918	230	79,148				230	12. 委託料
								80
計	145,709	575	146,284				575	

(款) 6. 農林水產業費 (項) 3. 水產業費

(東土：真言)

目	補正前の額	補正額	額	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1. 水産業総務費	73,838	3,664	77,502	3,400	264	2. 給料	△75 一般職給
						3. 職員手当等	208 扶養手当
							△86 通勤手当
							41 期末手当
							△14 勉強手当
							△15 退職手当組合負担金
4. 共済費					56	共済組合負担金	49
						共済組合負担金 (再任用職員)	19
						共済組合事務費	△5
						共済組合事務費 (再任用職員)	△7
18. 負担金補助及び交付金					3,475	漁業継続対策補助金	
計	81,088	3,664	84,752	3,400	264		

## (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源		
1. 商工総務費	92,511	△3,619	88,892				△3,619	2. 給料	△1,338 一般職給
								3. 職員手当等	△1,941 振養手当
									△282 住居手当
									△558 期末手当
									△495 勤勉手当
									△351 退職手当組合負担金
									△255 △329
								4. 共済費	△340 共済組合負担金
									△11 共済組合事務費
3. 観光費	103,268	18,630	121,898		8,400	10,230	10. 需用費	205 修繕料	187
								12. 委託料	8,655 観光プロモーションDVD製作委託料
									187 太良町PRイベント委託料
								13. 使用料及び賃借料	8,468 115 車輛借上料
								14. 工事請負費	7,800 中山キャンプ場オートサイト整備工事
									6,600 竹崎城址展望台駐車場補修工事 1,200

## (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	説 明
				特 定 財	國県支出金	地方債	その他の一般財源		
								17. 備品購入 費	190 観光用備品 竹崎城址展望台公園管理用備品 40
								18. 負担金補 助及び交 付金	1,665 竹崎城址展望台公園イベント補助金
計	212,179	15,011	227,190					8,400	6,611

## (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				特	定	財	源			
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源						
1. 土木総務費	33,744	4,526	38,270					4,526	2. 納料	1,973 一般職給
									3. 職員手当等	1,548 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金
									4. 共済費	919 共済組合負担金 △11 共済組合事務費
									8. 旅費	86 費用弁償
計	33,744	4,526	38,270					4,526		

## (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領 額	言	補 正 領 の 財 源 内 訳			節	説 明
				特 定	財 地方債	國 県 支 出 金	一般財源	
1. 道路橋梁総務費	45,772	116	45,888				116	116 共済組合負担金 △5 共済組合事務費
3. 道路新設改良費	56,000	23,700	79,700			23,700	12. 委託料	23,700 橋梁設計委託料
計	301,948	23,816	325,764			23,700	116	

## (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

3. 消防施設費	1,775	278	2,053				278	18. 負担金補助及び交付金 278 消防施設整備費補助金
計	240,071	278	240,349			278		

## (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			節	説 明
				国県支出金	地方債	その他		
2. 事務局費	84,954	7,154	92,108	5,200	1,954	2. 納料	826	一般職給
				3. 職員手当等			716	扶養手当
							146	勤勉手当
							156	退職手当組合負担金
4. 共 濟 費							361	共済組合負担金
							186	共済組合負担金(特別職)
							88	共済組合負担金(会計年度任用職員)
							100	△11
								△2
8. 旅 費							51	費用弁償
19. 扶 助 費							5,200	高校生就学支援金
計	86,516	7,154	93,670			5,200	1,954	

## (教) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国県支出金	地方債	その他		
1. 学校管理費	95,610	857	96,467				857	1. 報酬 アシスタントティーチャー報酬（会計年度任用職員） 1569
								209 学校業務員報酬（会計年度任用職員） 125
								3. 職員手当 期末手当（会計年度任用職員） 63
								4. 共済費 共済組合負担金（会計年度任用職員） 348
								社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員） 6
								社会保険料（その他・会計年度任用職員） 60
								8. 旅費 費用弁償 171
計	114,896	857	115,753				857	

## (款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定期		一般財源		
				国庫支出金	地方債			
1. 学校管理費	184,279	10,659	194,938			10,659	4. 共済費 164 8. 旅費 495 14. 工事請負 10,000 費	
計	205,754	10,659	216,413			10,659		

## (款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国県支出金	地方債	その他		
1. 社会教育総務費	51,859	△1,184	50,675	554		△90	△1,648	2. 納料
						3. 職員手当等		△501 一般職給
								△180
								△204
								85
								△204
								△154
								△72
								40
4. 共済費						46	共済組合負担金	24
							共済組合負担金(再任用職員)	
							共済組合事務費	△11
							共済組合事務費(再任用職員)	△7
5. 文化財保護費	8,615	63	8,678			63	4. 共済費	63
6. 図書館費	23,499	62	23,561			62	8. 旅費	62
計	108,877	△1,059	107,818	554		△90	△1,523	

## (款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 記			節	説 明	
				特 定 財	國 稟 支 出 金	地 方 費			
1. 保健体育総務費	75,403	889	76,292				889	1. 報 酉	△1,881 行政事務職員報酬(会計年度任用職員・1人→0人)
							2.	給 料	1,916 一般職給(2人→3人) 2,045 △129
								再任用職給	
							3.	職員手当等	552 通勤手当 24 期末手当 406 △464
								勤勉手当	198
								退職手当組合負担金	388
							4.	共 済 費	353 共済組合負担金 704 5
								共済組合負担金(再任用職員)	31 △15
								共済組合負担金(会計年度任用職員)	△110
								共済組合事務費	
								共済組合事務費(再任用職員)	△12
								共済組合事務費(会計年度任用職員)	△12

5. 保健體育費 (項)

(单位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源		一般財源		
				国県支出金	地方債			
							社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △32	
2. 体育施設費	40,234	156	40,390			8. 旅費 △51 費用弁償	社会保険料(その他・会計年度任用職員) △218	
3. 学校給食費	95,416	△2,293	93,123			156 18. 負担金補助及び交付金 156 B & G財團器材整備負担金		
						△2,293 2. 給料 △1,936 再任用職給(1人→0人)		
						3. 職員手当等 △431 期末手当(再任用職員) △233 勤勉手当(再任用職員)		
						4. 共済費 △81 共済組合負担金 66 共済組合負担金(再任用職員) △134 共済組合事務費 △2		
						8. 旅費 △1,248 209,805 △1,248	共済組合事務費(再任用職員) △11	
計	211,053	△1,248	209,805			155 費用弁償		

## (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節	説明
				特定期		その他の			
				国県支出金	地方債				
1. 元金	499,350	102	499,452				102	22. 償還金利子及び割引料	102 起債元金(経常的なもの)
計	512,970	102	513,072				102		

1 特別職

補正予算給与費明細書

(単位:千円)

区分	職員数	給 給				費 用			合 計			備 考
		報 酬	給 料	期 末 手 当	そ の 他	計	共 済 費	合 計	備 考	合 計	備 考	
補正後	長等	3	22,164	7,010 (3.30) 年間支給率(月分)	6,701 の手当	35,875	3,186	39,061				
	議員	11	33,240	10,513 (3.30)		43,753	10,145	53,898				
	その他	780	32,043			32,043		32,043				
	計	794	65,283	22,164	17,523	6,701	111,671	13,331	125,002			
補正前	長等	3	22,164	7,010 (3.30)	6,701	35,875	2,895	38,770				
	議員	11	33,240	10,513 (3.30)		43,753	10,145	53,898				
	その他	780	32,043			32,043		32,043				
	計	794	65,283	22,164	17,523	6,701	111,671	13,040	124,711			
比 較	長等							291	291			
	議員											
	その他											
	計							291	291			

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	101 (82)[7]	146,136	370,204	309,147	825,487	157,663 983,150
補正前	101 (82)[9]	145,739	375,727	310,789	832,255	154,031 986,286
比較	0 (0)[△2]	397	△ 5,523	△ 1,642	△ 6,768	3,632 △ 3,136

職員手当区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	
					管理職手当	正當
補正後	15,522	109,649		69,961	4,326	7,272 4,010
補正前	16,158	110,081		70,367	4,914	7,272 3,470
比較	△ 636	△ 432	△ 406	△ 588	0	540

職員手当区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職特別勤務手当	退職手当組合負担金	
					正當	後
補正後		28,739	22	693	68,953	
補正前		28,518	22	693	69,294	
比較		221	0	0	0	△ 341

( )内はノータイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	101 [7]	356,773 [13,431]	276,028 [3,268]	632,801 [16,699]	120,450 [3,350]	753,251 [20,049]	
補正前	101 [9]	358,681 [17,046]	276,897 [4,023]	635,578 [21,069]	117,476 [3,517]	753,054 [24,586]	
比較	0 [△2]	△ 1,908 [△3,615]	△ 869 [△755]	△ 2,777 [△4,370]	2,974 [△167]	197 [△4,537]	

区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当	
						正	後
職員手当	15,522 [0]	78,284 [1,514]	68,673 [1,288]	4,326 [0]	7,272 [0]	3,876 [134]	
の内 計	16,158 [0]	78,290 [1,922]	68,732 [1,635]	4,914 [0]	7,272 [0]	3,336 [134]	
比較	△ 636 [0]	△ 6 [△408]	△ 59 [△347]	△ 588 [0]	0 [0]	540 [0]	

区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金	
					正	後
職員手当		28,407 [332]	22 [0]	693 [0]	68,953 [0]	
の内 計		28,186 [332]	22 [0]	693 [0]	69,294 [0]	
比較		221 [0]	0 [0]	0 [0]	△ 341 [0]	

[ ]内は再任用職員を外書きしたものの  
再任用職員の職員数については、延べ人數で表示している(実人數は7人)

イ 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	(82) 0	146,136		29,851	175,987	33,863	209,850
補正前	(82) 0	145,739		29,869	175,608	33,038	208,646
比較	(0) 0	397		△ 18	379	825	1,204

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
		補正後		29,851			
		補正前		29,869			
		比較		△ 18			

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	組合負担金
		補正後					
		補正前					
		比較					

( )内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの  
会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は78人)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 1,908 [△3,615]	給与改定に伴う増減分		
	昇 給 に 伴 う 増 加 分			
	そ の 他 の 増 減 分	△ 1,908 [△3,615]		
	制度改正に伴う増減分			
職 員 手 当	△ 869 [△755]	△ 869 [△755]	扶養手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 退職手当組合負担金	△ 636 [0] △ 6 [△408] △ 59 [△347] △ 588 [0] 540 [0] 221 [0] △ 341 [0]

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度までの支出見込額	当該年度以降の支出予定額	左の財源内訳		
				特定財源		その他
				国県支出金	地方債	
ベース会議システム利用料	補正前	7,231	令和4年度	402	令和5年度から令和7年度まで	6,829
	補正後	8,212	令和4年度	401	令和5年度から令和7年度まで	7,811

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		
					当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	当該年度末 現在高見込額
1. 普通債	補正前(A)	4,598,265	4,648,373	341,900	495,256	4,495,017	
	補正後(B)		△17,400		102	△17,502	
(4) 農林水産	補正前(A)	4,598,265	4,630,973	341,900	495,358	4,477,515	
	補正後(C)	96,532	84,146		19,771	64,375	
(7) 消防	補正前(A)	96,532	74,146		19,771	54,375	
	補正後(B)	375,807	625,382		10,930	614,452	
(9) その他	補正前(A)	3,595,543	3,459,665	341,900	404,836	3,396,729	
	補正後(C)	3,595,543	3,453,565	341,900	404,938	3,390,527	
うち臨時財政対策債	補正前(A)	1,876,905	1,719,138	19,000	188,034	1,550,104	
	補正後(B)				102	△102	
うち過疎対策事業債	補正後(C)	1,876,905	1,719,138	19,000	188,136	1,550,002	
	補正前(A)	1,708,075	1,731,768	322,900	215,418	1,839,250	
2. 災害復旧債	補正後(B)		△6,100			△6,100	
	補正後(C)	1,708,075	1,725,668	322,900	215,418	1,833,150	
(1) 農林水産	補正前(A)	73,006	70,938		4,094	66,844	
	補正後(B)		1			1	
合計	補正後(C)	73,006	70,939	70,939	4,094	66,845	
	補正前(A)	7,917	7,715		827	6,888	
	補正後(C)	7,917	7,716		827	6,889	
	補正前(A)	4,671,271	4,719,311	341,900	499,350	4,561,861	
	補正後(B)		△17,399		102	△17,501	
	補正後(C)	4,671,271	4,701,912	341,900	499,452	4,544,360	

## 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるとところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,345,580千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年6月2日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

## 歳 入

第1表 歳入予算補正

(単位：千円)

		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 繰入金		140, 821		580	141, 401
1. 他会計繰入金		90, 821		580	91, 401
歳 入	合 計	1, 345, 000		580	1, 345, 580

## 歳出

(単位:千円)

	款項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		15, 508	580	16, 088
	1. 総務管理費	11, 021	580	11, 601
3. 国民健康保険事業費納付金		354, 609	△4, 898	349, 711
	1. 医療給付費分	252, 671	△719	251, 952
	2. 後期高齢者支援金等分	70, 541	△1, 097	69, 444
	3. 介護納付金分	31, 397	△3, 082	28, 315
10. 予備費		16, 120	4, 898	21, 018
	1. 予備費	16, 120	4, 898	21, 018
歳出	合計	1, 345, 000	580	1, 345, 580

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	140,821	580	141,401	
歳入合計	1,345,000	580	1,345,580	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 経務費	15,508	580	16,088				580
3. 国民健康保険事業費納付金	354,609	△4,898	349,711				△4,898
10. 予備費	16,120	4,898	21,018				4,898
歳出合計	1,345,000	580	1,345,580				580

2 歳 入  
(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節 分		金 額	説 明
				区	分		
1. 一般会計繰入金	90,821	580	91,401	4.	事務費等繰入金	580	事務費等繰入金
計	90,821	580	91,401				

3 岁出  
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				国県支出金	地方債	その他の		
1. 一般管理費	9,924	580	10,504			580		580 電算システム改修業務委託料
計	11,021	580	11,601			580		

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節	説 明
				国県支出金	地方債	その他の			
1. 一般被保険者医療給付費分	252,671	△719	251,952				△719	18. 負担金補助及び交付金	△719 一般被保険者医療給付費分納付金
計	252,671	△719	251,952				△719		

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 2. 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	70,541	△1,097	69,444				△1,097	18. 負担金補助及び交付金	△1,097 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金
計	70,541	△1,097	69,444				△1,097		

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 3. 介護納付金分

1. 介護納付金分	31,397	△3,082	28,315				△3,082	18. 負担金補助及び交付金	△3,082 介護納付金分納付金
計	31,397	△3,082	28,315				△3,082		

## (款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 領 計	補正額の財源内訳				説明	
			国県支出金	地方債	その他の 一般財源	区分		
1. 予備費	16,120	4,898	21,018			4,898		
計	16,120	4,898	21,018			4,898		

## 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）

令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるとところによる。

### （歳出予算の補正）

第1条 賛出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、  
「第1表 賛出予算補正」による。

令和5年6月2日提出  
太良町長 永澤孝幸

## 歲出

第1表 正補予算出歲

		項	補正額	補正額	計
1. 事業費			46, 186	192	46, 378
	1. 事業費		46, 186	192	46, 378
3. 予備費			514	△192	322
	1. 予備費		514	△192	322
	歲出合計		64, 400	0	64, 400

(単位:千円)

1 総括

(歳出)

歳出補正予算事項別明細書

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1. 事業費	46,186	192	46,378				192
3. 予備費	514	△192	322				△192
歳出合計	64,400	0	64,400				

2 歳出  
(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1. 一般管理費	6,403	192	6,595				120
				192	3. 職員手当	144	扶養手当
					等		24
							期末手当
4. 共済費							48
							共済組合負担金
							△2
							50
計	46,186	192	46,378				
				192			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	514	△192	322		△192		
計	514	△192	322		△192		

1 一般職

(1) 総括

補正予算給与費明細書

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	1		3,154	2,367	5,521	6,451
補正前	1		3,154	2,223	5,377	6,259
比較	0		0	144	144	192

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当	
	区	分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	當	正	後	318	690	574	0	0
	當	正	前	198	666	574	0	0
	比	較		120	24	0	0	0

職員手当 の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当	組合負担金	
	区	分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当	組合負担金
	當	正	後		185	600
	當	正	前		185	600
	比	較		0	0	0

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分		
職 員 手 当	144	その他の増減分	扶養手当 期末手当	120 24
				144

## 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

- 第一条 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるとところによる。
- 第二条 令和5年度太良町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	事 業 費 用	111,800千円	0千円	111,800千円
第1項	常 業 費 用	90,752千円	1,050千円	91,802千円
第3項	特 別 損 失	1,419千円	3千円	1,422千円
第4項	予 備 費	18,167千円	△1,053千円	17,114千円

第三条 予算第6条(1)中「18,856千円」を「19,909千円」に改める。

令和5年6月2日提出  
太良町長 永淵孝幸

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			111,800	0	111,800	
1 営業費用			90,752	1,050	91,802	
2 配水及び給水費			20,014	1,687	21,701	
4 総係費		13,238		△637	12,601	
3 特別損失			1,419	3	1,422	
1 その他特別損失		1,419		3	1,422	
4 予備費		18,167		△1,053	17,114	
1 予備費		18,167		△1,053	17,114	
収 益 的 支 出 合 計			111,800	0	111,800	

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 支 出 及 び 支 出

( 支 出 )

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		111,800	0	111,800			
1 営業費用		90,752	1,050	91,802			
2 配水及び給水費		20,014	1,687	21,701			
	1 給料				1 一般職給	633	
	2 手当等				勤勉手当	599	期末手当
					退職手当組合負担金	78	101
					通勤手当	△24	120
					扶養手当	120	120
					住居手当	204	204
3 賞与引当金繰入額				110	期末手当分	49	
					勤勉手当分	38	38

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							法定福利費(期末・勤勉手当分) 23
	4 法定福利費				職員共済費	345	△5
					共済組合事務費		
4 総係費	13,238	△637	12,601	1 給料	△320	一般職給	
				2 手当等	△220	期末手当 勤勉手当	△123
						退職手当組合負担金	△60
						扶養手当	△360
						住居手当	306
						通勤手当	86
	3 賃与引当金繰入 額				△109	期末手当分	△61

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							勤勉手当分 △34
							法定福利費(期末・勤勉手当分) △14
							4 法定福利費 12 職員共済費 △2
3 特別損失							共済組合事務費 △2
	1 その他特別損失	1,419	3	1,422			
		1,419	3	1,422			
					1 その他特別損失	3	
4 予備費		18,167	△1,053	17,114			
	1 予備費	18,167	△1,053	17,114			
					1 予備費	△1,053	
	収益的支出合計	111,800	0	111,800			

# 補正予算給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

(単位:人、千円)

区分		職員数		給与費		福利費		法定費		合計	
補正後	損益勘定支弁職員	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計	福利費	法定費	合計	
		5	3	40	9,025	7,811	16,876	3,033	19,909		
補正前	合計	5	3	40	9,025	7,811	16,876	3,033	19,909		
	損益勘定支弁職員	5	3	40	8,712	7,445	16,197	2,659	18,856		
比較	資本勘定支弁職員	5	3	40	8,712	7,445	16,197	2,659	18,856		
	合計	5	3	40	8,712	7,445	16,197	2,659	18,856		
手内訳	損益勘定支弁職員	0	0	0	313	366	679	374	1,053		
	資本勘定支弁職員	0	0	0	313	366	679	374	1,053		
合計		0	0	0	313	366	679	374	1,053		
区分		扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	手当	合計	
手内訳	補正後	120		4,755	110	600	1,716	510	7,811		
	補正前	360		4,781	48	600	1,656	0	7,445		
	比較	△ 240		△ 26	62	0	60	510	366		

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
	313	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	313	
制度改正に伴う増減分				
扶養手当				
			△ 240	
職員手当		期末勤勉手当	△ 26	
		通勤手当	62	
	366	退職手当	60	
		住居手当	510	
その他の増減分		366		

## 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

- 第1条 令和5年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和5年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	業 費	54,700千円	0千円	54,700千円
第1項	事 嘗 費	46,881千円	△1,999千円	44,882千円
第4項	用 費	4,992千円	1,999千円	6,991千円
第4項	備 費			

第3条 予算第5条(1)中「16,351千円」を「14,352千円」に改める。

令和5年6月2日提出  
太良町長 永淵孝幸

令和5年度 太良町水道事業会計予算実施計画書  
収益的収入及び支出

(单位：千円)

令和 5 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

( 支出 )

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		54,700	0	54,700			
1 営業費用		46,881	△1,999	44,882			
2 配水及び給水費		18,775	△2,063	16,712			
	1 給料				△953	企業職給	
	2 手当等				△659	期末手当	
					勤勉手当		△231
					退職手当組合負担金		△181
					通勤手当		△212
						勤勉手当	△35
	3 賞与引当金繰入額				△173	期末手当分	△75
					勤勉手当分		△69
	4 法定福利費				法定福利費(期末・勤勉手当分)		△29
					職員共済費		△276

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							△2 共済組合事務費
4 総係費		10,647	64	10,711			
					3 賃与引当金繰入額		5 法定福利費(期末・期初手当分)
					4 法定福利費	59	職員共済費 △2 共済組合事務費
4 予備費			4,992	1,999	6,991		
	1 予備費		4,992	1,999	6,991		
					1 予備費	1,999	
	収益的支出合計		54,700	0	54,700		

# 補正予算給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分		職員数		給与費			福利定費		合計	
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,064	5,115	12,179	2,173	14,352	
	資本勘定支弁職員									
補正前	合計		2		7,064	5,115	12,179	2,173	14,352	
	損益勘定支弁職員		2		8,017	5,918	13,935	2,416	16,351	
比較	資本勘定支弁職員									
	合計		2		8,017	5,918	13,935	2,416	16,351	
手当内訳	損益勘定支弁職員		0		△ 953	△ 803	△ 1,756	△ 243	△ 1,999	
	資本勘定支弁職員									
合計	合計		0		△ 953	△ 803	△ 1,756	△ 243	△ 1,999	
	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計	
補正後	378		2,719	75	600	1,343			5,115	
	補正前	378	3,306	110	600	1,524			5,918	
比較	比較	0	△ 587	△ 35	0	△ 181			△ 803	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 : 千円)

区分	増 減 額	増 減 事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
	△ 953	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 953	
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		
	△ 803		期末勤勉手当 △ 587 通勤手当 △ 35 退職手当組合負担金 △ 181 △ 803	
		その他の増減分		

## 追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第41号～議案第49号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第 3	議案第42号 農業委員会委員の任命について 議案第43号 農業委員会委員の任命について 議案第44号 農業委員会委員の任命について 議案第45号 農業委員会委員の任命について 議案第46号 農業委員会委員の任命について 議案第47号 農業委員会委員の任命について 議案第48号 農業委員会委員の任命について 議案第49号 農業委員会委員の任命について

## 追 加 提 出 議 案 目 錄

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第42号 農業委員会委員の任命について

議案第43号 農業委員会委員の任命について

議案第44号 農業委員会委員の任命について

議案第45号 農業委員会委員の任命について

議案第46号 農業委員会委員の任命について

議案第47号 農業委員会委員の任命について

議案第48号 農業委員会委員の任命について

議案第49号 農業委員会委員の任命について

上記のとおり

令和 5年 6月 9日

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第41号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

太良町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	中川博文	

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の川瀬勝芳氏より令和5年6月30日をもって辞任したい旨の届けが提出されたのでこれを了承し、補欠委員として上記の者を選任したいので、この案を提出する。

議案第42号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所

氏 名 西村正史

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として西村正史氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第43号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所

氏 名 野口敏春

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として野口敏春氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第44号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所

氏 名 榊原照博

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として榊原照博氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第45号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所

氏 名 中島政秀

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として中島政秀氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第46号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 福 江 晋

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として福江晋氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第47号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永 渕 孝 幸

記

住 所

氏 名 川 下 始

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として川下始氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第48号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 川 崎 豊 洋

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として川崎豊洋氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第49号

農業委員会委員の任命について

太良町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 市 丸 義 則

生年月日

(提案理由)

令和5年7月19日をもって任期が満了する農業委員の後任として市丸義則氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。